

全ての教職員が、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめを決して見逃さない、許さない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。また、保護者や地域と一体となっていじめから生徒を徹底して守る体制の充実を図る。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ等対策委員会」＝「**佐高PRIDE委員会**」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動をとおした未然防止対策を行うとともに、ハイリスクや特性のある生徒、悩みを抱える生徒、いじめの疑いのある行為や生徒の様子の変化への気づき・訴えを把握した際には、早期の解決に向け情報共有し組織的に対応する。また、重大事態が発生した場合は、県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、連携しながら対処する。

本基本方針により、「佐渡高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を策定し、教職員は基本方針の実践に努め、取組状況について、検証と改善を行う。

### 1 組織的な対応

- 「**佐高PRIDE委員会**」（いじめ等対策委員会）を「企画委員会」内に設置し、いじめの未然防止と早期の解決に向け組織的に対応する。

＜委員＞校長・教頭・いじめ対策推進教員・教務主任・進路指導主事  
生徒指導主事・保健主事・学年主任・S C

- いじめ等の生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施す。
- 「佐渡高校いじめ防止基本方針」を始めといじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

### 2 定義

{いじめの定義} いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

{いじめ類似行為の定義} 「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

### 3 いじめの未然防止

- 「いじめの起こらない学校づくり」として、全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動を組織的かつ計画的な指導に努める。
- 学校の教育活動全体を通じ、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせる。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させる。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- インターネット等の情報機器の適切な使い方について指導する。

#### 4 指導上の留意点

- 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

#### 5 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- いじめを受けたとされる生徒の聞き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況を客観的に確認する。
- 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。
- いじめに当たると認知した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。

#### 6 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

- 学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全ての同組織に報告・相談をする。
- 記録は5年間保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

#### 7 いじめの早期発見にむけて

- {認識} ○いじめを軽視したり、隠したりすることなくいじめの積極的な認知に努める。
  - 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする
- {手立て} ○定期的なアンケートや教育相談を実施し、生徒がいじめを相談しやすい体制をつくり、安心して学校生活を送れるように配慮する。
  - 日頃から保護者にも十分理解され信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
  - 生徒、保護者、地域からのいじめに相談・通報窓口の明確化や周知することにより、相談しやすい体制を整える。

#### 8 いじめの早期解決

- いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を第一に確保する。
- いじめの対処にあたっては、いじめを受けた生徒やその保護者の立場に立って対応する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせた上で、佐高PRIDE委員会を中核として、組織的かつ継続的に対応する。
- いじめを行った生徒については、行為の善悪を理解させ、二度といじめを行うことのないよう、厳しく指導する。
- 関係の保護者に対して、学校として説明責任を果たし、学校と保護者が連携・協力して、いじめの解決に向け取り組む。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。

## 9 いじめへの対処

- いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。
- いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力を得て、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを持てるよう指導する。
- 特に、双方の保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。  
{いじめが「解消している」状態} いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。  
※なお、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を勧談する。
  - ①いじめに係わる行為が止んでいること。少なくとも3ヶ月を目安とする。
  - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

## 10 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合は、直ちに調査を実施し、その結果を県教育委員会へ報告する。また、所管警察署等に通報し、適切な援助を求める。
- 所轄警察署など関係機関に通報し援助を求めるとともに、県教育委員会と連携して外部専門家の協力を得ながら、組織的に対応する。
- いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。